

令和元年10月

各位

泉大津市総務部総務課

建設工事に係る入札・契約制度について（お知らせ）

適正価格での契約の推進を図るため、建設工事に係る入札・契約制度の変更を行いますのでお知らせいたします。

なお、適用は令和元年10月1日以降の入札案件からです。

記

1. 最低制限価格の算定方法

本市では、中央公共工事契約制度運用連絡協議会において低入札価格基準価格に係るモデルが改正されたことに伴い、新基準による最低制限価格及び低入札価格調査基準価格を算出いたします。

（1）最低制限価格 = 直接工事費の97% + 共通仮設費の90% + 現場管理費の90% + 一般管理費の55%

ただし、予定価格算出の基礎としている設計金額の10分の7.5から10分の9.2の範囲内とする。

（2）特別なものについては、（1）にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約検査担当の定める割合を予定価格に乗じて得た額。

2. 前払金の率及び限度額

請負業者の資金調達の円滑化及び経営の安定を図る目的で、前払金の率は請負金額の100分の40とし、限度額については、8千万円とする。